

「不正軽油撲滅のための取組報告」について

平成18年4月13日
千葉県総務部税務課
043-223-2126

不正軽油は、“脱税問題”だけでなく、“硫酸ピッチ”の不法投棄等が、住民に直接健康被害を及ぼす危険を発生させる等、その影響が広範囲にわたり、極めて深刻な社会問題となったことから、県庁内の8部局24課が協力して、「不正軽油撲滅のための庁内連絡会議（以下、「庁内連絡会議」という）」を設置し、不正軽油撲滅のための取組みを行ってきました。

これらの取組状況を報告するとともに、さらなる協力をお願いします。

1 庁内連絡会議の取組み

(1) 不正軽油による悪質な脱税の発生と、不正軽油の製造によって発生した硫酸ピッチの県内各所への不法投棄の発生等、社会問題が発生しました。

これに対処するため、平成16年9月1日、県庁内8部局24課の実務担当者による庁内連絡会議を設置しました。

(2) 構成各課は、各所管事務に基づき、不正軽油の製造、流通の防止に取組みました。代表的な取組みは次のとおりです。

ア 硫酸等の製造業者・運搬業者に対して不正軽油製造者等への原料供給の自粛の要請、及び情報提供の依頼。

イ 県、市町村消防、地元警察署等と連携した調査の実施。

ウ 県公共建設工事現場内でのJIS規格軽油使用推進等。

2 取組みの成果等について

(1) 不正軽油対策のため、庁内関係部局が協力して取組んだ結果、不正軽油製造所の減少、硫酸ピッチの不法投棄の減少及び不正軽油の使用車輛の減少といった数値に表れる取組効果が明らかとなりました。

(2) 関係各課が協力して事案に対応することの意義は大きいものがあります。

また、不正軽油の根絶には、まだ多くの時間と取組みを必要としていることから、今後とも関係各課と情報交換や相互協力を行い、不正軽油製造施設等への監視指導を行って行きます。

不正軽油撲滅のための庁内連絡会議構成所属

部局	課	名
総務部	税務課	(軽油引取税室)
	市町村課	(ふさのくに振興室)
	消防地震防災課	(消防室)
健康福祉部	薬務課	(薬事審査指導室)
環境生活部	大気保全課	(自動車公害対策室)
	産業廃棄物課	(監視指導室)
商工労働部	経済政策課	(政策室)
	保安課	(資源対策室)
農林水産部	農地課	(農地対策室)
	耕地課	(水利・設計室)
	林務課	(林地対策室)
	水産局漁港課	(漁港整備室)
県土整備部	県土整備政策課	(政策室)
	都市計画課	(開発審査室)
	技術管理課	(企画調整室)
	建設・不動産業課	(建設業・契約室)
	道路計画課	(国道県道室)
	道路環境課	(企画調整室)
	河川計画課	(企画調整室)
	河川環境課	(河川環境室)
	建築指導課	(建築企画室)
港湾課	(企画調整室)	
水道局	技術部計画課	(施設計画室)
企業庁	管理部財務課	(経営管理室)

不正軽油撲滅のための取組報告（概要版）

平成18年4月13日

千葉県不正軽油撲滅のための庁内連絡会議

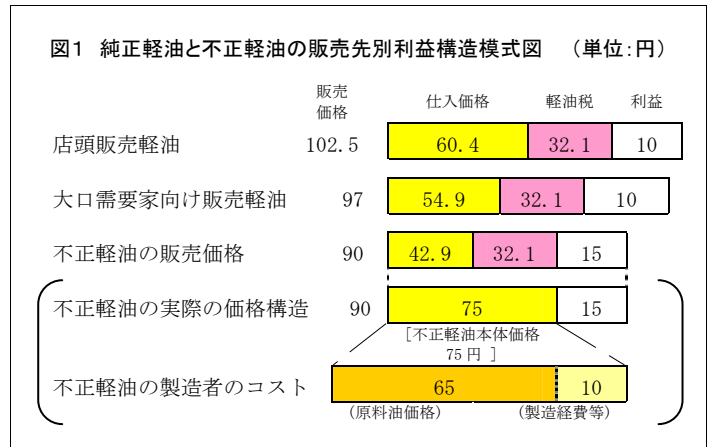
不正軽油は、“脱税問題”だけでなく、“硫酸ピッチ”の不法投棄等、住民に直接健康被害を及ぼす危険を生じさせる等、その影響が広範囲にわたり、極めて深刻な社会問題となった。

このため、県庁内の8部局庁24課は協力して、「不正軽油撲滅のための庁内連絡会議（以下、「庁内連絡会議」という）」を設置し、不正軽油撲滅のための取り組みを行ってきた。

ここに庁内連絡会議の取組状況を報告するとともに、さらなる協力を訴えるものである。

1 不正軽油の3つの悪質性

- (1) 不正軽油製造の悪質性・・・知事の承認を受けない密造行為、脱税行為、廃棄物の不法投棄等が発生し、不正軽油の製造行為自体が社会問題を引き起こしている。
- (2) 不正軽油の流通の悪質性・・・不正軽油の使用等により、正常な商行為の圧迫や阻害といった問題を引き起こしている。
- (3) 不正軽油の燃料としての悪質性・・・千葉県ディーゼル条例に違反する大気汚染の



原因となる燃料であり、その性状から、車輛故障（障害）を引き起こしている。

2 千葉県の現状と課題（本県の地域性等について）

本県は、消費地に近く、原材料の調達や工場用地取得が比較的容易で、道路網の整備により広範囲への運搬が容易に行える等の条件があったため、県内で製造された不正軽油が、広く関東近県に運ばれる状況が発生した。

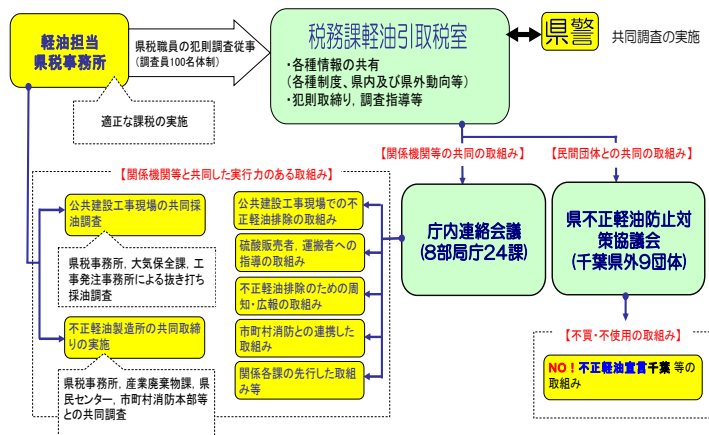
また、硫酸ピッチの不法投棄が発生し、これらの取り締まりが課題となった。

3 不正軽油撲滅のためのこれまでの取組み（図2参照）

県は、県税事務所や県民センターが共同し、消防本部や警察署と協力して不正軽油製造所に対し、知事の承認を受けない軽油の製造の中止を指導し、操業を停止させた。

また、特に悪質な業者に対し、国税犯則取締法の規定を準用して犯則調査を実施し、告発を行った。

不正軽油撲滅の取組み



平成16年9月、不正軽油の対策のため、県庁内8部局庁24課が協力して、「庁内連絡会議」

を設置し、各種対策に取り組む一方、民間団体と協力して設置した「県不正軽油防止対策協議会」を中心として、「NO！不正軽油宣言 千葉」の運動に取り組んだ。

この結果、不正軽油製造所の減少及び硫酸ピッチの不法投棄の減少(図3参照)、不正軽油の使用車輛の減少(図4参照)といった数値に表れる取り組み効果が明らかとなった。

図3 硫酸ピッチの不法投棄件数と不正軽油製造施設の撤去数

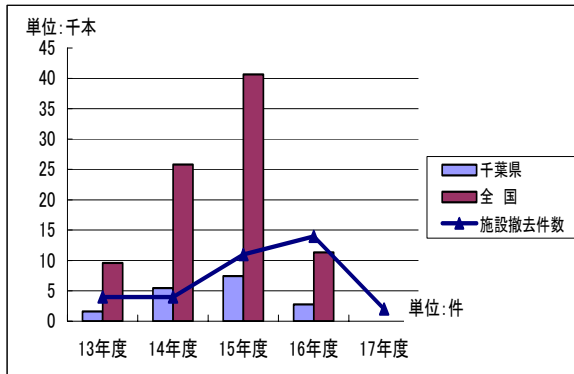
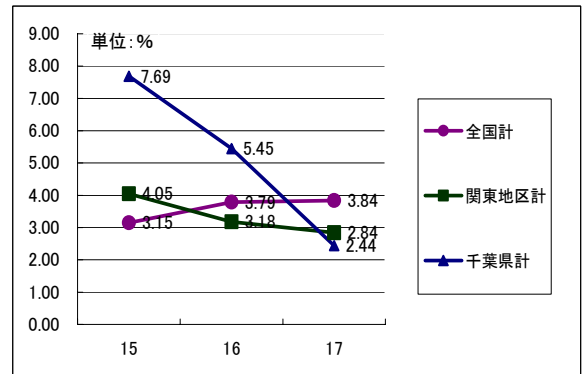


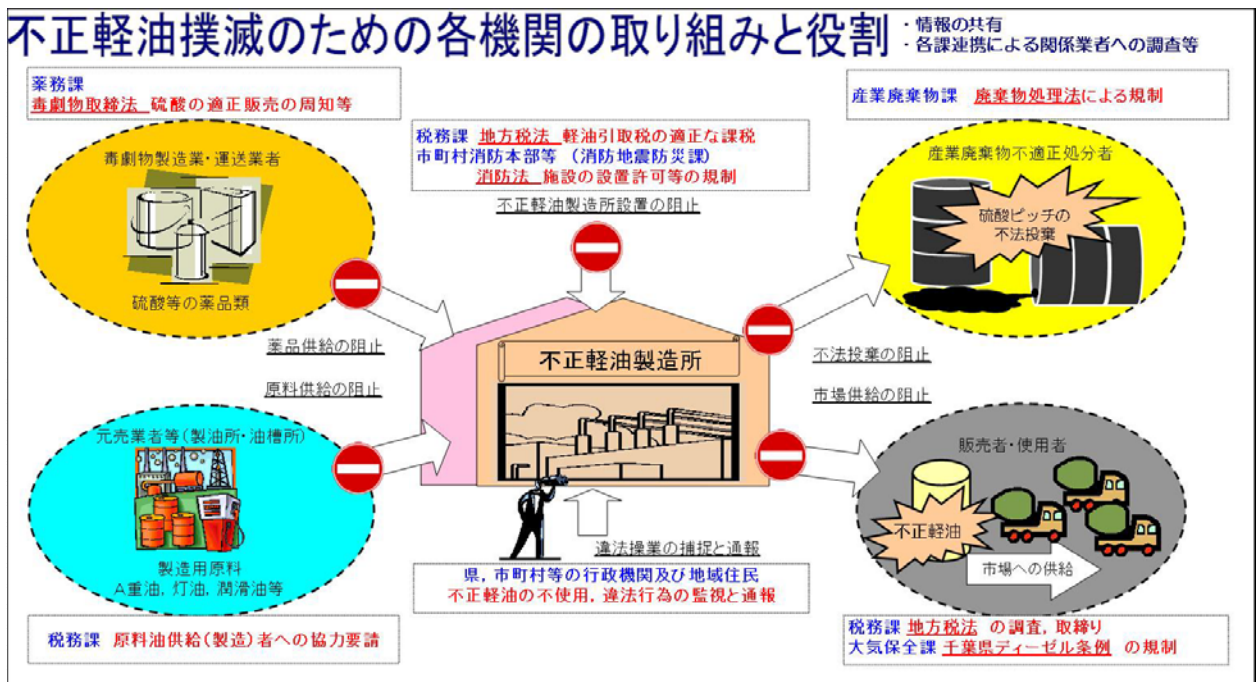
図4 全国一斉路上調査における不正軽油の発見率の推移



4 不正軽油撲滅のために (図5参照)

不正軽油撲滅のため、庁内連絡会議は県市町村の各機関に、下図の取り組みへの協力を呼びかける。

図5



5 庁内連絡会議の役割とさらなる対策の必要性

庁内連絡会議は、直接実践的な対策が検討・実施され、本報告に掲げる成果を得ることができた。

不正軽油の根絶には、まだ多くの時間と取り組みを要するため、監視指導の手を緩めることはできない。

関係する各課が共同して事案に対応することの意義は大きいものがあることから、今後も情報を共有し、引き続き連絡組織を設置し情報交換や相互協力を行い、更なる対策を講ずることが重要である。